

岬町告示第12号

農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づく地域計画（案）を作成しましたので、同法同条第7項の規定により公告・縦覧します。

令和7年3月4日

岬町長 田 代 堯

1. 公告・縦覧する計画（案）の名称

地域計画（多奈川地区）・地域計画（深日地区）・地域計画（淡輪地区）・地域計画（孝子地区）

2. 縦覧場所及び縦覧期間

（1）縦覧場所

岬町深日2000番地の1

岬町 都市整備部 産業観光促進課窓口

（2）縦覧期間

令和7年3月4日～令和7年3月18日

3. 意見書の提出先

地域計画について、岬町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに岬町に意見書を提出することができます。

【提出先】

〒599-0392 岬町深日2000番地の1

岬町 都市整備部 産業観光促進課